

「遺言書の基礎知識」

< 1. 遺言書の種類 >

d. 状況や場所が特殊な時の遺言書

○死亡の危急に迫った者の遺言

[遺言出来る人の条件]

- ・ 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者

[遺言の要件]

- ・ 証人三人以上の立会い
- ・ 証人の一人へ遺言の趣旨を口授する
- ・ 口授を受けた者は、その内容を筆記し、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させる
- ・ 各証人は、筆記内容が正確なことを承認した後、署名押印する
- ・ 口がきけない方が遺言をする場合や耳が聞こえない方が証人となる場合、通訳人を介する事で遺言が可能となります。
- ・ 遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得る必要があります。
- ・ 家庭裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、確認することができません。

○伝染病隔離者の遺言

[遺言出来る人の条件]

- ・ 伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者

[遺言の要件]

- ・ 警察官一人及び証人一人以上の立会い

○在船者の遺言

[遺言出来る人の条件]

- ・ 船舶中に在る者

[遺言の要件]

- ・ 船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会い

「遺言書の基礎知識」

< 1. 遺言書の種類 >

d. 状況や場所が特殊な時の遺言書

○船舶遭難者の遺言

[遺言出来る人の条件]

- ・ 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者

[遺言の要件]

- ・ 証人二人以上の立会い
- ・ 証人へ遺言の趣旨を口授する
- ・ 証人は、その内容を筆記し、署名押印する
- ・ 口がきけない方が遺言をする場合、通訳人を介する事で遺言が可能となります。
- ・ 証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得る必要があります。
- ・ 家庭裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、確認することができません。

○特別の方式の遺言の補足

特別の方式の遺言は、「遺言者が普通的方式によって遺言をすることができるようになった時から六箇月間生存するときは、その効力を生じない。」と規定されています。

特別の方式の遺言は、作成した後ずっと有効な物ではありません。普通的方式で遺言が出来るようになったら、早めに普通的方式で遺言を作成しましょう！！！！